

競争的研究費等の運営・管理

本学における競争的研究費等の取扱いは、次のとおりとします。

（１）競争的研究費等の取扱い権限

競争的研究費等の取扱い権限の最高管理責任者は学長とし、統括管理責任者は学長が指名する副学長（研究倫理委員会委員長）、コンプライアンス推進責任者は各研究科長、学部長、研究所長、センター長等とする。（図A参照）

なお、その事務処理は、総務部、財務部、管財部、学事部、図書館事務課、研究支援部及び当該競争的研究費等の管理部署で取扱う。

（２）競争的研究費等の物品管理

競争的研究費等により物品等（消耗品を含む。）を購入する場合は、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」に準拠する。

（３）競争的研究費により雇用する研究員の出退勤管理

競争的研究費等により雇用された研究員は、出勤・業務日誌を、担当教員の押印後翌月初めに予算管理部署に提出しなければならない。

（４）競争的研究費による出張管理

競争的研究費等による出張旅費等は、「出張・旅費規程」に準拠する。

（５）取引停止

競争的研究費等による物品等の購入の際に、不正な取引に関与した業者は、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」第8条により、取引停止といった処分を受けることがある。従って、取引業者にも不正対策に関する方針及びルール等を周知し、誓約書等の提出を求める。

（６）モニタリングの実施

不正対策としてモニタリングを実施する。競争的研究費等の適正な運営・管理のため不正防止計画の一環として、また、体制整備の充実に資するために実施する。

（７）競争的研究費等の使用に関する相談窓口等

研究者が競争的研究費等を使用する際の相談窓口を、研究支援部及び当該競争的研究費等の管理部署に設置する。また、違法行為の抑制・業務の適法化のための告発窓口は、研究倫理委員会委員長とする。

競争的研究費等に係る不正の告発があった場合には、「中部大学研究倫理委員会規程」により措置する。（図B参照）

